



令和 4 年 2 月 22 日  
 午前、**後** 4 時 46 分受領

令和 4 年 2 月 22 日

南山城村議会議長 梅本 章一 様

南山城村議会議員 木下喜美子

### 一 般 質 問 通 告 書

次の通り通告します。

質問事項	質 問 の 要 旨	質問の相手
認定こども園 について	<p>去る2月14日に、村長の令和4年度施政方針（原案）が議会に提示され、各議員に配られました。</p> <p>私は、この施政方針の内容について質問します。</p> <p>この中で「保育所」を「認定こども園」にし、さらに「村立」を「相楽東部広域連合立」として、教育委員会の運営に移行し、シナジーを出すとしています。</p> <p>これまで「認定こども園」への移行が議論されたことはなく何故唐突に出てきたのか。</p> <p>又、どのような経緯の中で、必要性や、メリット、保護者の意見等があつて方針が決定されたのか。</p> <p>次の5点について質問します。</p>	
	<p>①どのような考え方により、村長が「認定こども園」に移行するとの判断に至ったのでしょうか。その理由と経緯をお聞かせください。</p> <p>そこには、今の保育所の抱える諸問題があり、現状の保育所では 限界があるので、新たな「しくみ」なり、新たな「装置」 が必要ということでしょうか。</p>	村 長
	<p>②今の保育所は、元々は保護者会が運営されていましたが、子どもは村の宝であり、子育てを親だけに任せるのではなく、子どもの安全・安心の確保や、健全育成という側面からも、村も責任を持つべきとの考えから、保護者の努力もあつて、今のかたちの村立保育所になったという経緯があります。</p> <p>保護者は非常に喜んで、安心して村立保育所に子どもを預</p>	

- (注意) 1 質問の要旨は、具体的に記載してください。(議員必携154ページ参照)  
 2 質問の相手は、村長、行政委員会の長または監査委員とします。  
 3 あくまでも「質問」に撤し、要望やお願い、お礼の言葉などは慎むこと。

